

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人和田育英財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員等に対して、理事会、評議員会その他財団に関わる行事等への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし1日に複数の行事に出席する場合重複して支給はしない。

2 前項へ定めるもののほか、監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬額)

第4条 前条に定める報酬額は、別表記載の額とする。なお、別表記載の決定方法に従って報酬額を定めない場合は、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 財団は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 7 日より施行する。

別表

	1 名当たりの 1 日の支給額
評議員	5 千円
理事	5 千円
監事	5 千円

注) なお、鹿児島市外の役員等については、交通費相当して 3 千円を加算する。